

電話リレーサービス
テレビCM出稿業務
企画競争入札 募集要項

2023年9月
一般財団法人日本財団 電話リレーサービス

1. はじめに

(1) 電話リレーサービスの周知啓発の目的

電話リレーサービスは、聴覚障害者や発話困難者など（以下、「聴覚障害者等」という。）ときこえる人（聴覚障害者等以外の人）の双方向での電話を実現するものです。また、同サービスは聴覚障害者等の意思疎通の相手方である聞こえる人による理解及び協力が不可欠である等、広く国民に関係する極めて重要なものであることを踏まえ、聴覚障害者等による電話利用の円滑化に関する法律の基本的な方針（基本方針）〔2③〕電話リレーサービスに係る周知広報（※）に則り、当該サービスや制度などについて、周知啓発活動を実施いたします。

（※）基本方針2③から抜粋

③ 電話リレーサービスに係る周知広報

電話リレーサービスについては、聴覚障害者等に利用されることによりその意義を果たすため、電話リレーサービスの存在や使い方が聴覚障害者等に広く認知される必要がある。また、電話リレーサービスによる意思疎通を円滑に実現するためには、聴覚障害者等の意思疎通の相手方である聞こえる人による理解及び協力が不可欠であり、聞こえる人にも電話リレーサービスの存在や使い方が広く認知される必要がある。このため、電話リレーサービス提供機関は、電話リレーサービスに関する周知広報を聴覚障害者等及び聞こえる人に対して幅広く行うものとする。

(2) 周知啓発活動の一環として「テレビCM出稿」業務を委託する広告代理店の募集について

令和5年度における周知啓発活動の一環である「テレビCM出稿」の実施に向け、広告代理店の企画競争入札を実施いたします。

今回募集する「テレビCM出稿」においては、電話の相手方となるきこえる人への周知啓発に重きをおき、出稿プランの審査にはその点を重視するものとし、また、出稿効果を高める附帯業務の企画も含め、社会的に広く周知されていくためのご提案を期待するものです。

2. テレビCM出稿の概要

当財団が提供する動画コンテンツを用いたテレビCM（スポットCM）への出稿が主たる業務となります。これら動画を用いて、きこえる人のうち電話対応従事者となりうる層を主たるターゲットとしたテレビCMの出稿プラン、並びに、効果的な附帯業務を展開すること等、認知を拡げる企画のご提案を募集します。

(1) 動画コンテンツ

動画の内容は「電話リレーサービスの趣旨」や「きこえる人として電話リレーサービスを受けること」を主テーマとしたものです。

「つながる」篇 (00:30) <https://youtu.be/gn6cL110-D0>

「とまどう」篇 (00:30) <https://youtu.be/0GFB5WSJiAw>

(2) 広告媒体

- ・ 北海道（民放5局：札幌テレビ放送/北海道テレビ/北海道放送/テレビ北海道/北海道文化放送）
- ・ 宮城県（民放4局：ミヤギテレビ/東日本放送/東北放送/仙台放送）
- ・ 愛知県（民放5局：中京テレビ/名古屋テレビ/中部日本放送/テレビ愛知/東海テレビ）
- ・ 関西圏（民放5局：よみうりテレビ/朝日放送/毎日放送/テレビ大阪/関西テレビ放送）
- ・ 広島県（民放4局：広島テレビ放送/広島ホームテレビ/中国放送/テレビ新広島）
- ・ 福岡県（民放5局：福岡放送/九州朝日放送/RKB毎日放送/TVQ九州放送/テレビ西日本）
- ・ 熊本県（民放4局：熊本県民テレビ/熊本朝日放送/熊本放送/テレビ熊本）

（1）期間

以下の期間にて1週間のキャンペーンを2回実施する。

- ・ 令和5年10～11月のうち1週間
- ・ 令和6年2月のうち1週間

（2）上記施策の効果を高めるための附帯業務施策

3. 応募の手順およびスケジュール

（1）募集要項の公表・告示

- 1 告示期間：令和5年9月11日～9月24日
※9月13日10時00分よりオリエンテーションを開催予定（オンライン）
- 2 告示方法：電話リレーサービス Web サイト等
- 3 告示担当：広報チーム
- 4 入札審査：令和5年9月24日以降
※9月25日に書類選考を通過した応募者によるプレゼンテーションを実施予定
- 5 結果開示：令和5年9月27日から書面にて順次発送
- 6 契約：令和5年10月初旬頃

（2）審査

入札における方針決定および入札結果の審査においては、当財団での審査実施を予定しております。

（3）質問の受付

企画競争入札に関する質問や相談はメールにてご質問いただき、メールにより回答いたします。

(4) 企画検討に必要な資料の提供

企画検討にあたり、応募者が必要とする資料等について協力できる範囲において配布・提供することがあります。なお、配布・提供された資料等は、応募に関わる検討以外の目的に使用することを禁じます。

(5) 募集の受付

企画提案に応募される主体は、定められた期日に提出書類を E-mail にてご提出ください。

- 1 受付期間：令和5年9月11日～9月24日
- 2 受付方法：（一財）日本財団電話リレーサービス 広報チーム
(pr[at]nftrs.or.jp)宛 へ一式資料をご送付ください。

4. 提出書類

(1) 企画提案に関する提出書類

- 1 企画競争入札への申込書（様式1）
- 2 企画計画提案書
- 3 事業者概要書（様式2）
- 4 申込に係る誓約書（様式3）
- 5 その他企画提案の説明に必要な資料等

5. 条件

(1) 提案の条件

- 1 「電話リレーサービス」の周知啓発の目的に適合すること。
- 2 実現性のある具体的な企画提案であること。
- 3 企画の実施にあたっては、法令順守の措置が取られていること。
- 4 提案内容が第三者の著作権・肖像権・意匠権その他の他法令で定められた権利を侵害していないこと。

6. 提案の審査

(1) 審査体制

応募者から提出された周知啓発活動企画について、当財団にて審査を行い、実施予定者を選定いたします。

(2) 審査方法

- 1 広報チームでは、提出された応募書類により書面審査を行ったうえで必要に応じて応募者から企画のプレゼンテーションを受け、評価を行います。
- 2 必要に応じ専門的事項に関し、外部の見識を有する者から意見を聴取することとします。
- 3 審査は次の各事項を総合的に勘案して行われます。審査結果については、審

査結果報告書の郵送をもって応募者に通知します。

- ・企画実施者としての適格性
- ・企画提案内容の妥当性
- ・周知啓発活動計画の達成に貢献する品質
- ・応募の条件への適合
- ・関係法令への対応
- ・聴覚障害者等の特性を考慮した周知啓発活動計画内容

7. 選定後の取り扱い

(1) 契約の締結

企画実施予定者として選定され、関係機関との合意形成等の必要な手続きが完了した場合、契約を締結していただきます。

(2) 決定の取り消し

当財団は、企画実施予定者として選定されたものが、その執行に関して次のいずれかの項目に概要した場合、決定の取り消しができるものとします。

- 1 応募者資格や提出書類の内容に虚偽や不正があった場合
- 2 その他、決定を取り消すことに相当の理由があると認められる場合

8. その他

前述した周知啓発活動計画に則り、企画提案をしていただきます。本判断については、提案内容から審査判断するものといたします。

- ・提出書類の作成および送付に要する費用は応募者の負担とします。
- ・提出された書類は返却いたしませんので、応募者で必要に応じて写しを保管してください。
- ・提出書類に係る著作権は各応募者に帰属するものとします。
- ・その他、本募集要項に定めがなく、方針に定めがあるものはその方針に従うものとします。

問合せ受付窓口・連絡先

一般財団法人日本財団 電話リレーサービス 広報チーム

住所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目22番地 テラススクエア8階

TEL：03-6275-0910

E-mail：pr@nftrs.or.jp

以上